

さいたま市監査委員告示第 5 号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和4年9月7日付けさいたま市監査委員告示第71号で公表した工事監査の結果に基づき、さいたま市長から措置を講じた旨の報告があったので、別添のとおり告示する。

令和5年1月12日

さいたま市監査委員	大 内 美 幸
同	工 藤 道 弘
同	江 原 大 輔
同	渋 谷 佳 孝

指摘事項等措置報告書

建設局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>[工事] 南部建設事務所 下水道再整備課 ・南部第7処理分区下水道工事（南再－R3S－3301）</p> <p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく手続において、工事に着手する日までに市長への通知がなされていないことから、同法第11条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>南部建設事務所 下水道建設課 ・荒川第7－1処理分区下水道工事（南建－R2－1013）</p> <p>高さが2m以上の開口部付近での作業において、墜落による労働者の危険を防止するための措置を行っておらず、労働者に危険を及ぼすおそれがあることから、労働安全衛生規則第519条の趣旨に基づき、受注者を指導・監督すべきである。</p>	<p>課内において法に基づく手続きについて周知徹底を行い、建築指導課への事前の通知の提出について失念の無いように注意喚起を行い、再発防止の徹底を図りました。</p> <p>受注者に対しては、指摘事項について今後繰り返すことの無いよう指導しました。また、発注者としては、課内会議、係会議などの場で指摘事項を報告して情報を共有し、未然防止の観点から、受注者への指導を徹底しました。</p>